

第十三条中「土地」の下に「独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十七号。以下この条において「改正法」という。）附則第十条の規定による廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第十五号）附則第八条第一項第一号の規定により独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した土地のうち改正法附則第二条第一項の規定により機構が承継したものを除く。」を加える。

第十四条の三を第十四条の七とし、第十四条の二を第十四条の六とし、第十四条の次に次の四条を加える。

**（勘定区分）**

**第十四条の二** 機構は、機構法第十七条の規定により区分して経理する場合において、機構の運営に必要な経費は、施設整備勘定以外の一般の勘定において一括して経理するものとする。

**（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令第二条に規定する文部科学省令で定める期間）**

**第十四条の三** 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令第二条に規定する文部科学省令で定める期間は、機構法第十六条第一項第二号の規定により貸し付ける資金の使途により、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 土地（次号括弧書に規定する土地を除く。） 十年間
- 施設（その用に供する土地を含む。） 二十五年間
- 設備 十年三月間

**（償還計画の認可の申請）**

**第十四条の四** 機構は、機構法第二十一条の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

- 一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券の総額及び当該事業年度における発行見込額並びに発行の方法
- 長期借入金及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券の償還の方法及び期限
- その他必要な事項

**（短期借入金の認可の申請）**

**第十四条の五** 機構は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 借入金の額
- 借入先
- 借入金の利率
- 借入金の償還の方法及び期限
- 利息の支払の方法及び期限
- その他必要な事項

附則中第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

**（業務の特例に係る業務方法書の記載事項に関する経過措置）**

**第二条** 機構法附則第十三条に規定する業務が行われる場合には、機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条の四各号に掲げるもののほか、機構法附則第十三条第一項に規定する業務に関する事項とする。

**（独立行政法人国立大学財務・経営センターに関する省令の廃止）**

**第二条** 独立行政法人国立大学財務・経営センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第六十号）は、廃止する。

**（学位規則及び教育職員免許法施行規則の一部改正）**

**第三条** 次に掲げる省令の規定中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

一 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）目次、第一条、第四章の章名、第六条、第八条、第九条第二項及び第三項、第十条、第十一条、第十二条並びに第十三条第二項

二 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第二十二条の三、第六十七条の二及び附則第十項の表備考第四号

**（国立大学法人法施行規則の一部改正）**

**第四条** 国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「独立行政法人国立大学財務・経営センター」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に、「センター」を「大学改革支援・学位授与機構」に改め、同項第二号並びに同条第二項及び第三項中「センター」を「大学改革支援・学位授与機構」に改める。

**（独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令の一部改正）**

**第五条** 独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「独立行政法人国立大学財務・経営センター」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に、「センター」を「大学改革支援・学位授与機構」に改め、同項第二号並びに同条第二項及び第三項中「センター」を「大学改革支援・学位授与機構」に改める。

**（独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令の一部改正）**

**第六条** 独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令（平成二十七年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「掲げる省令の規定」の下に「及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第五十九号）第五条第一項の規定」を加え、同項中第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第十三号とする。

**附則**

**（施行期日）**

**第一条** この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**（機構の内部組織等に関する経過措置）**

**第二条** 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第八条において読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた改正法附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立大学財務・経営センター（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。以下この項及び次条において「旧センター」という。）の内部組織として主務省令で定めるものは、改正法の施行の日の前日に存していた旧センターの理事長の直近下位の内部組織として文部科学大臣が定めるもの（次項において「解散時内部組織」という。）であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2 機構に係る改正法附則第八条において読み替えて適用する独立行政法人通則法第五十条の六第一号に規定する当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する機構長の直近下位の内部組織のうち、解散時内部組織が行つていた業務を行うものとして文部科学大臣が定めるものとする。